

## 令和2年第8回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年7月17日(金) 午後2時00分開会  
午後4時15分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎5階 第2委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人  
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、立花 有佐、神本 久美
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子  
教育部教育総務課長 荘川隆則  
教育部教育指導課長 東直美  
教育部生涯学習課長 今西隆行  
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也  
教育部教育指導課学事係長 高淵直哉  
教育部教育指導課指導係長 横山博之
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
- 日程第2 議案第42号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願について
- 日程第4 議案第44号 令和2年度一般会計補正予算(第6号)(教育委員会所管分)について
- 日程第5 個別報告及び協議事項
- ① 令和元年度教育行政施策の方針に基づく実績点検・評価について
  - ② 市議会6月定例会一般質問の概要(教育委員会関係)について

教育長	<p>— 開会 午後2時00分 —</p> <p>ただ今から令和2年第8回庄原市教育委員会を開会します。</p>
教育長	<p><b>日程第1 教育長報告</b></p> <p>日程第1、教育長報告です。本日は4点、報告をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する予算について</li> <li>・中学校へのスマホや携帯電話の持ち込みについて</li> <li>・各学校の活動や学校行事について</li> <li>・適正配置計画について</li> </ul> <p>次に教育部長から報告をお願いします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月13日からの大雨による被害状況等について</li> </ul>
教育長	<p>続いて各課からの報告についてお願いします。</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設・設備の充実</li> <li>・遠距離通学児童生徒への支援</li> <li>・学校給食の充実</li> <li>・高校教育振興事業への支援</li> <li>・入学祝金</li> <li>・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取組の推進</li> <li>・主な会議・行事等</li> </ul>
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力の定着・向上</li> <li>・生徒指導対策</li> <li>・読書活動推進</li> <li>・特別支援教育推進事業</li> <li>・食育推進</li> <li>・児童生徒援助</li> <li>・教職員の動向について</li> <li>・主な会議・行事等</li> </ul>
生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習・社会教育の充実</li> <li>・芸術・文化の推進</li> <li>・スポーツの推進</li> <li>・各種行事等</li> </ul>
教育長	<p><b>日程第2 議案第42号</b></p> <p><b>庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について</b></p>
教育長	<p>続いて、日程第2、議案第42号、庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。はい、教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案集1ページ目をお開きください。議案第42号、庄原市公立学校通学補助金</p>



教育長	日程第3、議案第43号、2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。教育指導課長。
教育指導課長	それでは議案集4ページをお開きください。議案第43号、2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願について説明します。令和2年5月1日付けで、教科書問題を考える市民ネットワーク広島より、この請願書が提出されましたので、以下、9項目について、教育委員会の意見を求めるものです。請願人はここに示してある3名の方です。請願項目を1項目ごとに説明したいと思います。
教育長	それでは1項目目から順次、事務局より説明し、意見を頂き請願の取り扱いについて諮りたいと思います。1項目目からお願いします。
教育指導課長	請願1項目目ですが、日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択することという内容です。これに関して、本市においては、5月の教育委員会議で承認された採択基本方針のとおり、教育基本法、学校教育法、また学習指導要領、それから採択事務に関する規約をもとに、採択基本方針や調査研究報告書を作成しています。そして、本市の生徒に最も適切な教科用図書を採択するよう進めているという現状となっていますので、今やっていること、この採択事務を継続して行っていくという考えを持っています。
教育長	ただいま1項目目について説明がありましたが、これについて、御意見はありますか。はい、横山委員。
横山委員	今、説明がありましたように、5月の教育委員会議において採択基本方針を承認しています。その中で、その調査員は、選定委員会から示された観点等に基づいて、教科書について綿密な調査研究を行って報告すると定められています。その手続によって採択事務が進められているととらえていますので、よろしいのではないかと思います。
教育長	そのほかどうでしょうか。適正に行っているということによろしいですか。
教育委員	(「はい」の声あり)
教育長	では、この請願につきましては、不採択とします。2項目目をお願いします。
教育指導課長	請願2項目目ですが、選定委員会会議録での発言者名を記載することという内容です。これまで、広島県の教科用図書選定審議会、これは庄原市で言えば選定委員会と言っているものですが、その議事録では、委員の発言者名は公開をされていません。本市においても、県の教育委員会と同様に、選定委員会会議録においては、発言者名は記載しないということでやってきています。調査委員会の報告書、あるいは選定委員会の答申は、教育委員会で、採択に係る審議をするための資料ということ。調査研究から、教育委員会議における採択までが、教科書採択における一連の意思形成過程ですので、それぞれの会で何らかの意思を決定する性質のものではないととらえています。そういうことから、選定委員会会議録には、発言者名は記載していません。また、選定委員は教科書採択に直接の利害関係を有するものではないということも宣誓をして、委員を務めて頂いているところです。

教育長	ただいまの説明につきまして、意見等ありますか。神本委員。
神本委員	事務局から説明があったとおり、選定委員会会議録については、これまでどおり、発言者名は記載しないという考えでいいと思います。
教育長	そのほかどうですか。立花委員。
立花委員	昨年度から、教育委員会議の議事録においては、発言者名を記載することになりましたので、選定委員会というところでは記載する必要はないと思います。
教育長	そのほかどうですか。それでは、これまでどおり、選定委員会の会議録での発言者名は記載しないということによろしいですか。
教育委員	(「はい」の声あり)
教育長	それでは、請願不採択とします。3項目目についてお願いします。
教育指導課長	請願3項目目です。選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点」を公開することという内容です。本市においては、観点については、採択方針に示して既にホームページ等で公開をしています。また、視点については、調査員から提出される調査研究報告書に示しています。教科用図書採択する権限は教育委員会にあります。調査研究報告書や選定委員会の答申は、教育委員会議で審議するための資料で、調査研究から教育委員会議における採択までが、教科書採択における一連の意思形成過程であると考えています。それぞれの会で何らかの意思を決定するものではない、そういう性質のものではないとしています。したがって、視点が示された調査研究報告書は、教育委員会議における採択後、遅滞なく公表するよう努めることとしていますので、開示請求があった場合には、これを公開しているという現状です。
教育長	はい、説明がありました。御意見ありませんか。末信委員。
末信委員	今説明されたとおりで、現在も適切な手続がされていると思います。したがって、特に異論はありません。
教育長	そのほかどうですか。それでは対応済みのこともあります。請願については、不採択ということにします。4項目目をお願いします。
教育指導課長	請願4項目目です。貴教育委員会の教科用図書採択事務に関する「規程、要綱、規約」等を採択の適正性を担保するために、法的拘束力のある規則または条例にすることという内容です。本市においては、採択事務に関する規約、それに基づき、適正かつ公正な採択を行っているのとらえています。選定委員調査員に対しては、その職について、どのような役割があるかということを説明し、採択基本方針に示すとおり、その役割を明確にしているところです。
教育長	説明がありました。御意見ありませんか。立花委員。
立花委員	説明の通り採択事務に関する規約に基づいて、適正かつ公正な、採択を行っていますので、採択事務手続に問題はないと思います。
教育長	そのほかどうですか。手続きに問題ないということで請願不採択とします。続いて5項目目をお願いします。
教育指導課長	請願5項目目ですが、教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させること

	<p>という内容です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 21 条によって、教科用図書採択する権限は教育委員会にあります。また文部科学省からも、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるよう努めることという指導も受けているところです。教科書は教員の意見を参考に採択するのではなく、教育委員会議で承認された基本方針に基づき、調査員からの報告を踏まえた、選定委員会からの答申、それをもとに、教育委員会議で審議採択を行うものです。また、教科書展示の際には、教員をはじめ、広く市民の意見を収集するよう意見箱も設置をしているところです。調査員には本市の教員も委嘱しておりますので、教科用図書を実際に使う教員の意見、こちらは調査員からの報告に反映されているものと考えています。</p>
教育長	説明がありました。質疑等ありますか。はい、神本委員。
神本委員	質問ですが、現在、どのくらいこの教科書に対する意見は届いているのですか。
教育長	教育指導課長。
教育指導課長	意見箱等には、意見、要望を入れて頂くところですが、本年度全部で7つ届いています。教科書によって、様々な違いがあると感じたとか、具体的に教科を取り上げ、この出版社のここがよいとか、ここがよくないとかというような具体的な意見、感想なども届けられているところです。
教育長	ほかに御意見はありますか。横山委員。
横山委員	今説明がありましてとおり、教科書の採択は教育委員会の判断と責任において行うものであり、本市においては、採択基本方針にのっとって、それが行われている。そしてその中で今説明があったように、意見箱等も設置をして広く意見を聞くようになされている。そして、この度においても、意見が寄せられているということから考えて、現在の手続きに問題はないと考えます。
教育長	そのほかどうですか。それではこれも不採択とします。続いて6項目目をお願いします。
教育指導課長	請願6項目目です。教育書採択後、遅滞無く「採択結果」「採択理由」をホームページで公表することという内容です。本市において、採択基本方針に示しているとおり、採択結果及び採択理由については、採択後遅滞なく公表することとしています。採択後、ホームページに本年度も掲載する予定としているところです。なお、昨年度は、8月20日に採択を行い、8月28日にホームページ掲載をしたというスケジュールでした。
教育長	はい、説明がありました。御意見ありませんでしょうか。末信委員。
末信委員	今までも確認し、そのようにされていると思いますので、特に異論ありません。
教育長	そのほかどうですか。遅滞なく公表しているとしていますので、これも、不採択とします。対応済みです。7項目目をお願いします。
教育指導課長	請願7項目目です。教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開することという内容です。少し説明が重なる部分もありますが、地方教育行政の組織及び運営に

	<p>関する法律第 21 条によって、教科用図書採択する権限と責任は、教育委員会にあります。また、文部科学省からも、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な採択環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静謐な審議環境の確保等の観点から検討を行い、適切な審議環境の確保に努めることという指導をされています。本市においては、これまでに傍聴者の言動によって、静謐な採択環境の確保が困難になったという事例もありました。教育委員会の権限と責任において、採択に係る公正確保の観点から、適正かつ自由闊達な意見交換ができること、また採択までの審議は静謐な採択環境の中で議論する必要があると事務局としては考えているところです。</p>
教育長	はい、説明がありました。御意見ありませんか。神本委員。
神本委員	教科書採択に係る教育委員会議では、やはり自由な議論をする必要があると考えます。ですから、公開非公開については、その場で決定をしたほうが良いと思います。
教育長	その他どうですか。はい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法の 14 条第 7 項にありますので、その場で決定するというようにしています。したがって請願不採択とします。8 項目目をお願いします。
教育指導課長	請願 8 項目目です。教科書展示会の開催の充実についてという内容です。このたびの新型コロナウイルスのことがありましたので、3 密を防ぐような展示会の工夫をして、この開催について広く市民へ周知できるようにというような要望でした。本市では庄原市立図書館が教科書センターとなっており、本館と東城分館において教科書展示会を行っています。展示会開催については、市のホームページへ掲載をしたり、住民告知放送で流したり、フェイスブックを活用したりして、市民へその開催について広く周知するよう取り組んでいます。また、展示会の際には、教員をはじめ、広く市民の意見を収集するよう意見箱を設置しています。会場についてはいずれも、日常的に密閉、密集、密接を避けるような配慮をしているところです。
教育長	御意見ありますか。立花委員。
立花委員	今の説明のとおり市民への広報や、会場の 3 密を避ける配慮もしてあると思います。多くの教員や市民が安心して閲覧されているように思いますので、十分だと思います。
教育長	他にどうですか。はい、既に対応済みということで、不採択とします。9 項目目をお願いします。
教育指導課長	請願 9 項目目です。教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせることという内容です。こちらについて、令和 2 年 4 月 1 日より利用者から申し出があった場合、本市においても教科書の複写サービス、こちらはコピーと写真撮影両方ですが、許可しております。教科書研究に使用するという目的を明らかにするために、コピー撮影したページ数などを記載する申請書を活用し、利用者の方に申請し

<p>教育長</p>	<p>て頂いているという状況です。</p> <p>このことについての教科書の複写ですが、昨年度国や県と同様に教科書研究において、必要な場合は認め使用目的を明らかにするために、写真撮影したページ数などを記載する申請があったほうがいいのではないかという議論もしたところです。現在でもそのような対応になっているということで、異論はないということによろしいでしょうか。</p>
<p>教育委員 教育長</p>	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>それではこれも不採択とします。以上、本件議案第43号についてはすべて不採択とします。</p>
<p>日程第4 議案第44号 (非公開) 令和2年度一般会計補正予算第6号について</p>	
<p>日程第5 個別報告及び協議事項</p>	
<p>各課長 教育総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度教育行政施策の方針に基づく実績点検・評価について</li> <li>・市議会6月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）について続いて</li> </ul>
<p>教育長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、第8回教育委員会を閉会します。</p> <p>— 閉会 午後4時15分 —</p>